

平成26年(モ)第1059号
申立手続費用額確定処分申立事件
債権者 戸田正人
債務者 吉田益夫

認 否 書

和歌山地方裁判所民事部保全係 御中

平成26年8月8日

〒640-8152

和歌山市十番丁72

カサ・デ まるのうち201(送達場所)

債務者 吉田 益夫



電話番号 073-499-7231

頭記事件について、下記の通り、認否いたします。

1. 添付、松江地方裁判所民事部作成の「訴訟費用額確定処分申立書の提出について」より、平成26年7月14日付申立費用確定処分申立書の計算書中、5. 旅費(和歌山市)以外は認めます。
2. 5. 旅費(和歌山市)については、添付、松江地方裁判所民事部作成の「訴訟費用額確定処分申立書の提出について」より、債権者代理人の事務所所在地が裁判所と直線距離が500m以内なので、認めません。

以 上

- 添付書類 1. 松江地方裁判所民事部作成の「訴訟費用額確定処分申立書の提出について」
2. 直線距離測定結果 (Mapion キョリ測)

訴訟費用額確定処分申立書の提出について

1 訴訟費用額確定処分とは・・・

訴訟にかかった費用(訴訟費用)については、判決等の主文でその負担者とその負担の割合を定められますが、具体的な金額については定められていません。

訴訟費用の償還を求めたり、強制執行をするためには、裁判所に対して「訴訟費用額確定処分」の申立てをし、その具体的な金額を確定することが必要になります。

※ 「訴訟費用」は、手数料や郵便切手等、民事訴訟費用等に関する法律2条に規定されているものに限られます。

※ 「訴訟費用額確定処分」は、判決等と同様に、その正本に基づいて、相手方の財産に対して、強制執行をすることができます。

2 申立ての時期

費用負担の裁判が執行力を生じたときから申立てをすることができますが、判決の場合であれば、判決の確定後に申し立てるのが一般的です。

3 申立書等の提出先

第一審の裁判所に提出してください。

4 提出書類等

(1) 申立書(2) 予納郵便切手

合計 2 2 6 0 円

内訳：5 0 0 円×4 枚、

8 0 円×2 枚、

2 0 円×4 枚、

1 0 円×2 枚

相手方当事者が2名以上の場合は、当事者が1名増えるごとに500円、80円、20円切手をそれぞれ2枚ずつ(合計1200円分)追加してください。

(3) 費用計算書

- ・ 申立書には、支出した費用についてその種目とその額を具体的に記載した費用計算書を添付していただく必要があります。
- ・ 計算書に記載することができる主な費目及びその額の内容は次のとおりです。

ア 訴え提起手数料

訴状等に貼るなどして裁判所に納付した手数料(収入印紙)の額。

(訴えの変更等で手数料額に変更がある場合などには、最終的な請求に対応する手数料額となりますのでご注意ください。)

イ 書類の送付・送達費用

訴状等の書類の送付料（予納した郵便切手の内の使用分）の額。
事件記録の閲覧, 担当書記官への照会などで金額を確認してください。

ウ 期日への出頭日当

口頭弁論期日等に出頭したことによる日当の額。
1日につき3950円を計上することができます。

エ 期日への出頭旅費

口頭弁論期日等に出頭するために要した旅費の額。

- ・ 申立人の住所を管轄する簡易裁判所と出頭した裁判所の所在地を管轄する簡易裁判所との直線距離などに応じて金額が定まります。
- ・ 住所地を管轄する裁判所と, 出頭地を管轄する裁判所が同一の場合の金額は300円となります（ただし, 出頭場所を中心に, 直線距離500メートル未満の場所から出頭した場合には旅費は認められません。）。

オ 書類の作成及び提出費用

訴状等の書類の作成及び提出に要した費用の額。

1500円を基本として計上することができますが, 訴状等の主張書面の数が6通以上, 書証写しの数が16通以上, 相手方の数が6人以上の場合には加算額があります。

カ 官庁等からの書類交付費用

相手方が法人の場合に提出した登記事項証明書などの取得に要した費用の額。

取得に要した手数料額実費に160円を加算した額を計上することができます。

※ 不明な点については, 担当書記官にお問い合わせください。

松江地方裁判所民事部

